

令和5年度（2023年度）特定行為研修受講支援事業費補助金交付要綱

（目的）

- この補助金は、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた水準の高い看護を実践できる専門性の高い看護師の育成を促進する研修について助成し、医療の高度化・専門化の進展、在宅療養者の増加等により変化する道民の医療ニーズに対応することを目的として、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

（補助事業者）

- 補助事業者は、所属する看護師を特定行為研修の共通科目と下表に定める区分に派遣する施設の設置者とする。

研修名	区分名
特定行為研修	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連
	ろう孔管理関連
	創傷管理関連
	栄養及び水分管理関連
	在宅・慢性期領域パッケージ

（補助事業等）

- この補助金の対象事業は、2に掲げる補助事業者が行う次の事業とする。
 - 特定行為研修派遣事業
施設に所属する看護師を特定行為研修に派遣する事業
 - 特定行為研修派遣に係る代替看護師雇用事業
施設に所属する看護師を特定行為研修に派遣している間に代替職員を雇用する事業

（補助対象経費）

- この補助金の対象経費は、別表の2欄に掲げる経費とする。

（補助金交付額の算定方法）

- この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - 別表の1欄に定める基準額と2欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額を交付算定基礎額とする。

（補助金の交付申請）

- 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、知事が定める日までに補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下保福様式について同じ。）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

なお、補助事業者等は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

- 事業計画書（保福第1の2号様式）
- 補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式）
- 経費の配分調書（保福第1の18号様式）
- 事業予算書（保福第1の20号様式）

- (5) 資金収支計画書（保福第1の32号様式）
- (6) その他参考となるべき書類

（交付の条件）

- 7 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものである。
- (1) 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、本補助金交付要綱及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
 - (2) 補助事業等の内容を変更する場合には、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の10パーセント以内であるとき、又は補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認めるときは、この限りではない。
 - (3) 補助事業の執行を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 補助事業等が期限までに完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
 - (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
 - (7) (6)の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
 - (8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部又は若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
 - (9) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も同様とする。
 - ア 事業実績書（保福第1の2号様式）
 - イ 補助金等精算書（保福第1の30号様式）
 - ウ 事業精算書（保福第1の31号様式）
 - エ 受講に係る費用を負担又は代替職員を雇用したことを証する資料
 - オ その他参考となるべき書類
 - (10) 補助金の交付申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合として当該消費税等仕入控除税額を減額しないで申請した場合は、次の条件を付すものとする。
 - ア 補助事業者は、補助事業等実績報告の提出にあたって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - イ 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
 - (11) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
 - (12) 補助事業等に関する帳簿と書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区

別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日（事業中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

- (13) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - エ アからウまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他の法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (14) (13)の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- (15) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (16) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することができる。
- (17) (5)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- (18) この補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（補助金の交付）

8 補助金は、規則第15条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

（補助金の交付決定内容等の変更）

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業等の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）に6の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

10 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業等の中止又は廃止をしようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（保福第1の23号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 補助事業の進捗状況を記載した書類（廃止の場合を除く。）
- (2) その他参考となるべき書類

別表 補助金額について

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>所属する看護師を特定行為研修に派遣する施設 1施設につき 2,000千円</p>	<p>次に掲げる2事業の内、補助対象経費の総額が大きいもの</p> <p>(1) 特定行為研修派遣事業 施設に所属する看護師を特定行為研修に派遣する際に負担する経費（入学料、受講料）</p> <p>(2) 特定行為研修派遣に係る代替看護師雇用事業 施設に所属する看護師を特定行為研修に派遣している間、代替職員を雇用するのに要する経費</p> <p>ア 代替職員給与費 イ 委託料（代替職員給与費分）</p>	<p>2分の1以内</p>